

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月14日（水）18:00～18:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

青山 敏郎 東京都荒川区子育て支援部長
梅原 一彦 東京都荒川区総務企画部企画担当課長
川原 宏一 東京都荒川区防災都市づくり部道路公園課長
上田 望 東京都荒川区子育て支援部保育課長
中野 猛 東京都荒川区総務企画部総務企画課企画係長
池杉 成弘 東京都荒川区総務企画部総務企画課企画係主任主事

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 都市公園内における保育所設置の解禁
 - 3 閉会
-

○藤原次長 国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングということでございますけれども、夏に荒川区からさまざまな御提案をいただいたのですけれども、夏の提案の中にはこれはなかったのですね。ありましたか。

○梅原課長 ございません。

○藤原次長 その後、追加案をいただきまして、都市公園への保育施設等の設置規制の緩和ということで、別の地域からもこれは要望がございますけれども、大変都市部でニーズが高い項目だと思いますが、荒川区のほうからプレゼンテーションを是非ということでございましたので、座長の御指示もありました。

ただ、今日は急遽八田座長がお休みということになってしまいました。原委員のほうで対応いたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

では、原委員、お願いいたします。

○原委員 大勢いらっしゃっているのに、こちらが1人だけで大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○梅原課長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

荒川区の提案の都市公園への保育施設等の設置規制の緩和についてでございます。

提案内容につきましては、保育施設、福祉施設、行政の窓口につきまして、都市公園内に設置できるように規制緩和を求めるものでございますけれども、特に保育施設につきましては、待機児解消に向けまして、国を挙げて早急な整備が求められているところで、それを中心に御説明をさせていただければと思います。

縦型の資料を御覧いただきたいと思いますが、荒川区の保育園の一覧表でございますが、荒川区につきましては、この中ほどにございます、公設民営保育園、区が建てて民間に運営していただくという保育園を早くから導入いたしまして、整備を進めてまいりました。

特にこの10年間で、株式会社も含めまして、民設民営の保育園の整備を進めてまいりまして、約2,000人に及ぶ保育定員の拡大をしてまいりました。

私立の下のところを見ていただきますと、今年度、複数の保育園を開設してということで、平成26年4月の時点では、実質的に待機児がゼロというところまで来ておる状況でございます。

ただ、人口につきましては、過去はずっと減少傾向だったのですが、平成11年以降は増加を続けている状況でございます。10年前に18万8,000人だった人口が、今、21万人になろうとしている状況でございます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計におきましても、途中から減ってくる状況でございますけれども、2040年におきましても、2010年の水準をほぼ維持するような、それほど減らないという推計が出ている状況でございます。

政府のほうも、女性が輝く日本を目指してということで、女性の社会進出を強力に支援する動きがございますので、待機児解消という動きは、全国的に進んでいくことを考えますと、一時的にせよ待機児がゼロになったとはいえ、これからまだ需要は増大していくということで対応が必要だということでございます。

この間、区では保育施設をかなり整備してきたのですが、荒川区は10平方キロメートルぐらいしかないところに、再開発ビルも含めまして大規模マンションが建設されている状況でございます。今後かなりの保育需要が出てまいります。

そういった中で保育施設を造るに当たって、送り迎えの問題がございますので、1カ所にいっぱい造れば済むという問題ではなくて、地域のバランスを踏まえて造っていかなければいけないということがございます。

そのような状況の中で、荒川区は狭いことと木造密集地域がかなり多いというところで、なかなか民間事業者がやろうとしても適地が見つからない。荒川区も一緒になって探して

提供している状況もありましたけれども、かなり限界に来ているかと思っております。

今年の4月に駅前の再開発ビルに民間が保育施設を整備するのですが、そこについては、園庭が設けられない状況で、ちょっと離れた公園を園庭代わりに使っていく状況にまでなっております。

そういった状況の中で、都市公園というものが区民の利用する施設として残されている、これを有効に活用できないかというのが、この提案の趣旨でございます。

それと併せまして、今、国のほうでも公共施設等の総合管理計画を作りなさいということで、インフラの長寿命化ですとか、省インフラの視点が国としても求められているところかと思っております。

我々としても、今後とも必要な施設については建替えをしていかなければいけないところでございます。

先ほど面積も荒川区は狭いと申し上げましたけれども、既に施設が建っている土地も非常に狭いところに建っている状況がございまして、複合化しようにも、なかなかできない状況がございまして。

そういった中で、公園を利用できれば、そういった施設の更新も円滑に行っていくところがございまして、こういったところも規制緩和をお願いしている理由にもなります。

併せまして、福祉施設につきましても、公園の中で整備ができれば、その需要を賄えることを考えてございます。

今申し上げましたような形で、区としても、住民サービスをきちんとやっていく。それから、施設のコストも少なくしていくという要請に応えることができるのではないかと考えてございますので、提案をさせていただいているところでございます。

規制緩和の内容でございますけれども、最初にも申し上げましたように、区が必要とする施設について、都市公園の公園施設として規定されてございませんので、都市公園法の中で公園施設として位置付けていただきたいという内容でございます。

効果といたしましては、今までもお話ししているような、待機児の解消ですとか、必要な施設の整備の促進が図れるほか、都市公園につきましても、利用促進といいますか、多くの方が利用していくという考え方もあろうかと思っておりますので、そういった部分にも効果があるかと思っております。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

基本的には、これで別に普通にやったらいいではないですかということのように思われるのですが、これは既存の施設の更新をされて、場所は恒久的に公園内に移るのですか。

○梅原課長 基本的には、そのように考えてございます。

○原委員 そうすると、今建っている場所は別の利用をされることになるのですか。

○梅原課長 そうです。その場合は、そのような形になります。

現在、検討しているのは、使えないという前提でどうしようかとは考えているのですが、移設ができれば、その土地はまた別途有効活用できるかと思っております。

○原委員 わかりました。

すみません。本当は事前に勉強してくればよかったのだと思うのですがけれども、都市公園法の制度というものがちゃんと理解できていないので、できれば教えていただきたいのですが、この都市公園のエリア、ここまでが都市公園のエリアですということは、誰が決めて、誰が管理することになるのでしょうか。

○川原課長 都市計画公園ということになりますので、都市計画決定をして、その時点でエリアを決める形になります。その時点で管理者も決めますので、荒川区の区立の公園であれば、私どもが管理者になることになります。

○原委員 ここまでが公園のエリアですということは、基本的には区が主導して決められる。

○川原課長 そうです。都市計画に応じて、23区の場合は東京の都市計画の中になるのですが、都と協議しながら区として決めていく形になります。

○原委員 そのときに、公園の中の一部に施設の建物の建つ場所ができるのだと思うのですが、そこは公園のエリアから外すわけにはいかないのですか。

○川原課長 既にこの場所は都市計画決定してありまして、通常、東京都との折衝の中では、公園面積を1人当たり3平米取ることが、まず、当面の目標になっていまして、荒川区の場合はまだそこに及ばない状態なのです。

ですので、通常、公園の面積を減らすような変更はできませんと東京都から言われるようになります。

○原委員 すみません。別にネガティブに言うつもりは全然なくて、多分これはまた役所と色々な折衝と調整をしないとイケないので、どのような話になるのかということの思い浮かべながらあえて伺っているのですが、実質的にはやろうとしていることは同じことで、公園の中に多分緑地に相当するような場所を減らして建物を建てますということですね。

○川原課長 はい。

○原委員 それを東京都に求めて公園のエリアを減らすのがいいのか、あるいは、国のほうに言って法律を変えてしまうほうがいいのかということですかね。

○川原課長 御説明の途中で申し訳ないのですがけれども、今でも、例えば、図書館であったりとか、ほかの用途のものは公園の中で何パーセントまで建てていいというものがあります。

その許可できる内容のところには保育施設は今のところはまだ入っていないものですから、それも対象になるようにということが希望であります。

○原委員 図書館などは、日比谷公園とかもありますね。

○川原課長 そうです。公会堂ですとか、動物園とか、その辺は大丈夫なのです。

○原委員 おそらく、色々な人が集まってくるような施設であればいいという考え方なのではないでしょうか。そこの切り分けの考え方は何か。

○川原課長 多分、公園の利用増進とかにつながるようなものであれば設置していいという考え方が都市公園法にあるのだと思われます。

○原委員 保育施設などというのも、明らかに利用増進ですね。

○川原課長 そのように思っているのです。

○原委員 保育所の隣に公園があるところは、大体公園で遊ばせますね。それは、むしろこれまで入っていなかったのがおかしいぐらいではありませんかということですかね。

○川原課長 大きく言うと、そんな感じに思っております。

○原委員 わかりました。

あと、これまでにこうした議論、提案はされたことはありますか。何か、このようなものはできないみたいな理由は聞かれたことはありますか。

○川原課長 どちらに対してですか。

○原委員 国の所管は国土交通省になるのですかね。

○川原課長 国土交通省です。今回が初めてです。

○原委員 わかりました。

○梅原課長 今回、このような状況の中で、できないかということで、御相談をさせていただいて提案をさせていただいているところでございます。まだ具体的に国の省庁等とお話をしている状況ではないです。

○原委員 図書館ですとか、公会堂ですとか、そのようなものですと何パーセントになっているのですか。

○川原課長 基本的に、まず、公園施設でオーケーなものが2%というものがあまして、その2%は通常はトイレですとか、管理事務所とかで使ってしまいます。

それ以外にも10%はいいですというものがあまして、そこの枠の中に、今お話の出た図書館ですとか、博物館、公会堂とか、そのようなものが入る形になります。

○原委員 そうすると、今回のケースでいえば、これは10%には余裕で収まる建物でできるわけですね。

○川原課長 はい。

○梅原課長 そうです。ですから、そこの10%を超えてというところまでは考えておりませんので、公園施設として、今御説明した保育施設等について加えていただけないかということでございます。

○原委員 わかりました。

何かお気づきになったことはございますか。

○宇野参事官 構造改革特区でも実は似たような提案が前に長野からあったことがありまして、そのときには社会福祉施設を公園内にというお話があって、そのときに国交省が言われていたのは、まさに先ほど御指摘があった、公園区域から外せばできるではないです

かということ、一つ、論点として上がっていました。

あと、図書館とかだと、誰もが利用できる施設、いわゆる公衆という概念に該当するのですけれども、保育所みたいなどころだと、特定の方しか活用できないというあたりの問題と、もう一つ、オープンスペースを確保することが公園の非常に大きな目的だという部分で、そこがそのような施設で専有されること自体の問題がありますというお話が論点として上がっていて、御参考までですけれども、長野の場合は実現まで至っていないという経緯がありました。

○原委員 多分、一般にオープンにするというところは、年に何回か一般公開日か何かを作ればいいのですね。子どもたちと触れ合ってくださいということですね。

○上田課長 保育担当の者なのですけれども、実際に今の流れとしましても、やはり地域になるべく根差した保育園ということで、在宅で育児をされている方への開放ですとか、そういったことも含めまして、色々な地域の子育て支援に資するものを目指していくというのが保育園全体の流れかなというところでして、保育園児だけではなくて本当に色々な方が御利用になられているといった、そのような方向になってきているかなとは感じているところでございます。

○原委員 わかりました。

先ほど宇野さんが言われた中でいうと、ちょっと引っかかるのは、東京都とちゃんと協議して外せばいいではないかというのは出てきそうですね。

東京都は絶対ダメなのですよというのは、何か理由はあるのですか。

○川原課長 他の件で東京都に相談をしたのですが、基本的には緑が足りない地域であるので、公園を減らすようなことはちょっと認めづらいということを言われました。○原委員 東京都との関係で、そんなことを言うのだったら、都市公園法を変えてしまって、建物を建てられるようにしてしまうからねと。

○川原課長 というふうには言えたらと思ひましてね。

○原委員 だったら、減らしたらというと、減らせないのですかね。

東京都とは、これまで色々なやりとりをされている中で、まず、普通にやってもダメだろうという感触を持っていらっしゃるということですね。

○川原課長 はい。

それは普段から、例えば、都市計画の変更をする手続のときですとか、あるいは、事業認可、要するに、土地区画事業をやるときの認可のときとかにも色々やりとりがありますので、その中で得ている感触からすると、ほぼ無理と感じております。

○原委員 特区でもいいし、東京都が外してくれるのもどちらでもいいから、実現できればいいという理解でよろしいですか。

○川原課長 公園担当の人間としては、公園の面積を狭くしたくないというのはありますので、なおかつ、10%の中には収まるものですから、公園の面積を狭くするのではなくて、保育園等も建てられるような形に法律が変わる方向のほうがありがたいと思っています。

○原委員 お気持ちはわかるのですけれどもね。

○梅原課長 東京都も今回は長期ビジョンというものを出されたのですけれども、その中で、公園についても、公園の魅力を高める機能の付加と合わせて、子育て支援施設を始めとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築するという文言が盛り込まれているので、これは逆に公園の中にそういった施設を設けるためには東京都の考えだけではできませんので、法改正なり、特区という形で認めていただく方向で、我々が働きかけたからということではないにしても、東京都としても、公園と保育施設なり、福祉施設が一体にあることでの効果といいますか、保育園としても、やはり園庭はあるのですけれども、それが公園と一緒に使えることで、両方の複合的なメリットといったものも出てくる可能性もあるのかなと。福祉施設でいえば、公園のような環境の中に福祉施設があることで、福祉の環境としても整ってくるのではないかと、そういったことも感じているところでございます。

○原委員 わかりました。

公園のエリアから外すのか、公園の中に造っていいというもののどちらをとるかということについて言えば、むしろ公園の中にこのような施設は造るべきだと言うことを正面から言っていくということですね。

だから、保育施設にしても、福祉施設にとっても、そういった施設にとって、公園の中にあることがプラスになるはずだし、一方で、そういうところに保育施設があって、お母さんたちも行ったりとかということになれば、公園にとっても利用が増えるはずであり、どちらにとってもいい話ではないですかということをやってみましょうということですか。

○梅原課長 おっしゃるとおりです。

○原委員 宇野さん、よろしいでしょうか。

○宇野参事官 はい。

○原委員 それでは、そのようなことで、一度、国交省とお話をしてみましようか。

○藤原次長 では、関係省庁との議論を早速させていただくということで。どうもありがとうございました。